

## 第166号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年11月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和  
31年足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月及び12月に支給する場合には100  
分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、  
12月に支給する場合には100分の160」に改める。

第2条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の16  
5、12月に支給する場合には100分の160」を「6月及  
び12月に支給する場合には100分の155」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年  
1月1日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当の額を改定する必要があるので、この条例案を提出い  
たします。